

◎新潟県告示第34号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定（昭和51年7月13日新潟県告示第844号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課において縦覧に供する。

令和元年5月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 海岸名

新潟県佐渡沿岸上浦漁港海岸

2 指定区域

基点1から基点4までを順次結んだ線及び基点1と基点4とを結んだ線により囲まれた区域。

基点1 佐渡市大杉282番6に設置された標柱（北緯37度50分09秒、東経138度21分53秒）

基点2 基点1の地点から229度57分57秒42.632メートルの地点

基点3 基点2の地点から141度57分11秒58.487メートルの地点

基点4 基点1の地点から140度00分01秒60.000メートルの地点

3 変更年月日

令和元年5月17日